

令和2年2月2日以降に開店し、令和3年2月に時短要請に応じていた場合や、月別売上高が分からない場合など、年間売上高を用いて申請することもできます。

「支給額フローチャート」【3】の場合（売上高減少額方式）

支給額の計算が必要です。以下を記入して支給額を確定してください。

※店内飲食事業の売上高（税抜き） いずれかに○をつけてください。（令和2年2月29日が含まれる場合は366日）

H31～R3年の連続した1年間の年間売上高計 円 ÷ 365日 366日 = ① 円

R4年2月の売上高 円 ÷ 28日 = ② 円

① 円 - ② 円 = ③ 円

③で算出された売上高減少額 × 0.4 = 円 千円未満切上 → 1日当たり支給単価A 円 ※最大20万円

1日当たり支給単価A 円 × ※様式1-1に記載の協力日数A 日 = ⑤ 円 支給額A

①で算出された売上高 × 0.3 = 円 千円未満切上 → 1日当たり支給単価 円

④又は⑥のいずれか低い単価

1日当たり支給単価B 円 × ※様式1-1に記載の協力日数B 日 = ⑦ 円 支給額B

⑤ 円 + ⑦ 円 = 円 支給額合計

上記内容で申請します。